

重点課題に関する報告事項 (1) 確実な再造林の実施

(表題) 第5期中長期計画 (R3~R7) における新たな重点取組事項について
(森林整備センター)

当センターは独立行政法人であることから、事業実行に当たっては農林水産大臣が5年毎に策定する中長期目標に即して、当センターは5年間の計画期間内に行うべきミッションとして、自ら中長期計画を立て、農林水産大臣の承認のもと事業を着実に実施しています。

令和3年度を始期として始まった今期中長期計画は第5期となりますが、今期の新たな重点取組事項は、自然災害が頻発・激甚化する中で、流域保全等における役割への期待が高まっていることを背景に、これまで整備してきた森林等の公益的機能を維持・向上させ、水源林造成事業地のみならず周辺森林も含め、より質の高い高度な森林整備を進める新たな段階へ移行するような内容となっています。

具体的には

① これまでの水源林造成事業

i) 昭和36年度以降、分収造林契約方式により無立木地・粗悪林相地などを対象に、広葉樹を残置しつつ、スギ・ヒノキ等の新植から開始する事業を実施(針広混交林の造成)

ii) 平成8年度から、既存のこれまで造成してきた事業地の複層林化を実施(育成複層林の造成)

iii) 平成29年度から、既契約地周辺の育成途上で整備不十分な森林の整備推進を目的とした一般競争入札方式による水源環境林整備事業を実施(センターの費用負担90%)

② 令和3年度以降開始した新たな水源林造成事業

i) 令和3年度から、流域保全の取組を強化する観点から、これまで新植から開始してきた事業(①のi)に加え、既契約地周辺で標準伐期令以上のスギ・ヒノキ等の成林した被災リスクの高い森林を分収造林契約の対象として、伐採、主伐から開始し育成複層林を造成する事業、面的整備を新たなメニューとして開始【資料1参照】

また、前①のii及びiiiの育成複層林化及び水源環境林整備事業を一層推進

ii) 令和4年度から、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、造林未済地解消への対策として、森林所有者から市町村あるいは森林組合等への寄付が前提条件とはなりませんが、令和2年度までのスギ・ヒノキ等の主伐後放置の未整備森林も分収造林契約の対象として、範囲拡大【資料2参照】

※ 上記①のiiiを除き、事業費は全額センターの費用負担

森林の公益的機能を高度に発揮させ、流域保全の取組を強化する観点から、一定の要件を満たす「面的水源林整備区域」に存する被災リスクの高い標準伐期齢以上の森林を対象として分収造林契約を締結し、既存の水源林造成事業契約地と一体的に整備する。

なお、整備に当たっては、育成複層林へ誘導するための更新伐からスタートし、新植及び保育を実施する。

事業の対象地

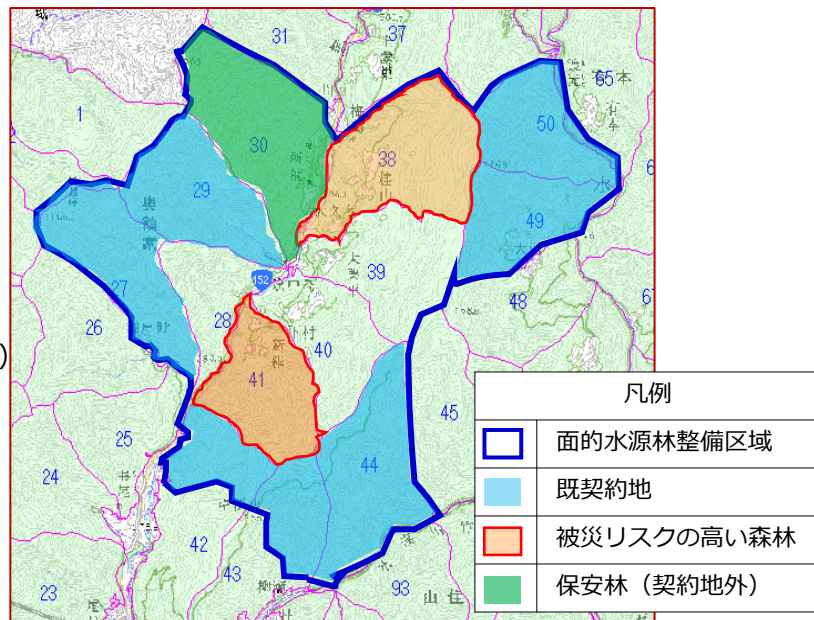
通常の水源林造成事業の要件に加え、次の1～3のすべての要件を満たすこと

- 1 次のすべてに該当する「面的水源林整備区域」であること
 - ① 区域内の水源林造成事業の既契約地の面積がおおむね100ha以上
 - ② 区域内のおおむね5割以上が、既契約地又は1～3号保安林※¹であること
- 2 次のいずれかに該当する※²被災リスクの高い森林であること
 - ① 収量比数が0.8以上であること
 - ② 形状比が80以上であること
- 3 標準伐期齢以上であること

※¹ 予定地も含む。

※² 5年以内に該当することが見込まれるものも含む。

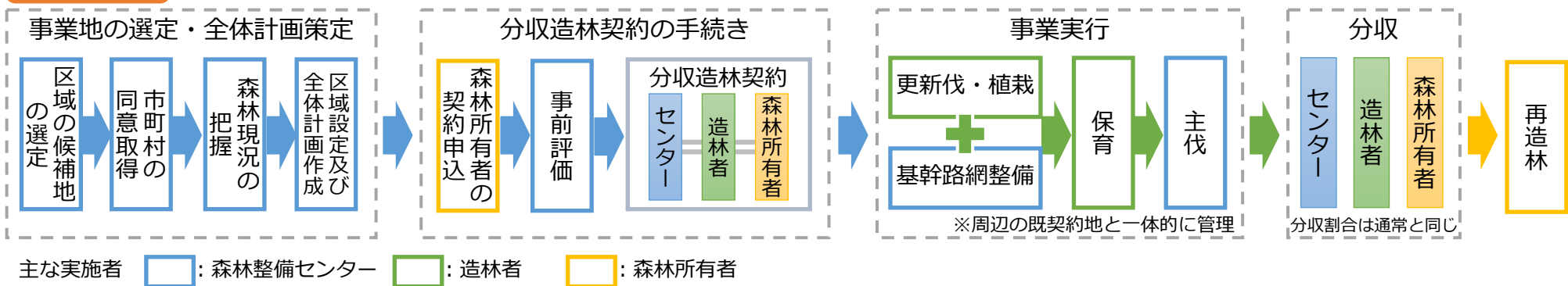
対象地（イメージ）



被災リスクの高い森林（イメージ）



事業の流れ

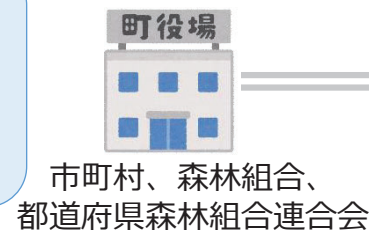


市町村等との連携による造林未済地解消対策（水源林造成事業（拡充））

- ・主伐後に再造林が行われず放置され造林未済地となっている林地が小規模分散的に増加しており、水源涵養機能の低下や土砂災害の発生が強く懸念されている状況にある。
- ・また、造林未済地はCO2吸収源としての機能も大きく損なわれるため、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて森林のさらなる貢献のため、造林未済地の解消への取組が重要となっている。
- ・このため、重要流域等の造林未済地について、市町村等と森林研究・整備機構（森林整備センター）とが連携し、水源林造成事業により解消を進める。

①市町村等への所有権の移転

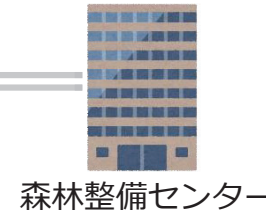
- ・土地所有者が市町村等に森林を寄附し所有権を手放すことにより、長期安定的な所有形態に移行し、造林未済地の再発生を回避
- ・小規模分散的な森林を集約



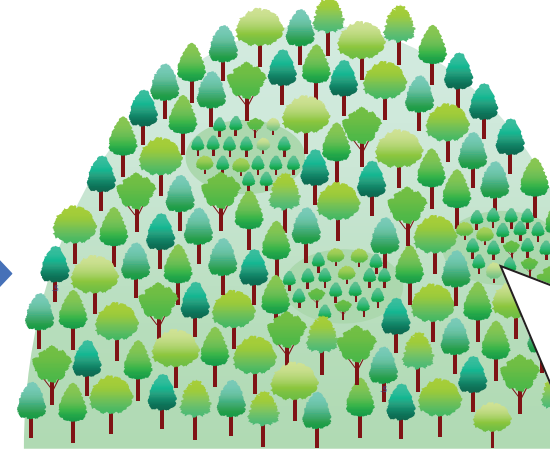
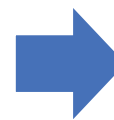
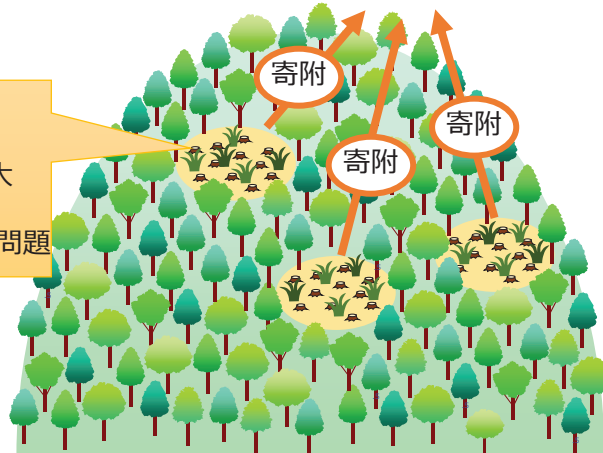
分収造林契約の締結

②水源林造成事業による整備

- ・全国で水源林造成事業を実施してきた森林整備センターのノウハウを活かして森林を造成
- ・分収造林契約に基づき、長期的に森林整備を実施



- 造林未済地
 - ・水源涵養機能の低下
 - ・山地災害リスクの増大
 - ・CO2吸収機能なし等の各種問題



※対象地は市町村等への寄附を条件とするともに、令和2年度末までの伐採箇所に限定。

- ◆将来にわたり水源涵養機能等の森林の公益的機能を確保
- ◆2050年カーボンニュートラルの実現に寄与